

# 北条地区まちづくり協議会規約

## 第1章 総則

(名称及び事務所)

**第1条** この協議会は、北条地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を北条公民館内に置く。

(区域)

**第2条** 協議会の区域は、北条区、辻区、土手区及び安居島（以下「北条地区」という。）とする。

(目的)

**第3条** 協議会は、北条地区住民の「夢・愛を育み、安心・安全で人にやさしいまちづくり」を目指すことを基本理念として活動を行うことを目的とする。

(活動内容)

**第4条** 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 北条地区の総合的施策に関する事項
- (2) 広報、福祉、教育・文化、地域活性、環境整備及び安心・安全に関する事項
- (3) 行政等との協働に関する事項
- (4) 北条地区内の住民又は団体・組織との連携及び調整に関する事項
- (5) その他、協議会の目的達成に必要な事項

2 協議会は、政治活動及び布教等の宗教活動は行わない。

(会員)

**第5条** 協議会は、第3条の目的に賛同する会員をもって構成し、会員の種別及び資格は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 北条地区に住所を有する個人
- (2) 団体会員 北条地区に活動拠点を有する各種団体、組織及び法人（以下「各種団体等」という。）
- (3) 賛助会員 北条地区外に住所を有する個人又は活動拠点を有する各種団体等で会長が適当と認めるもの。

(会費)

**第6条** 会費は次のとおりとし、算定基礎となる世帯数は、毎年4月1日時点を基準とする。

会員種別	対象の内訳	会 費 (年額)
個人会員	規約第7条第1項の規定により個人会員とみなされる者	免除(各種団体等の代表者からの入会申込によって個人会員となった構成員)
	上記以外	30円(各種団体等に属さない個人会員)
団体会員	区	構成員1世帯あたり、30円
	上記以外	1,000円。ただし、以下に掲げるものは免除とする。 (1) 構成員の過半数が、規約第7条第1項の規定により、区の構成員として個人会員とみなされる場合 (2) その他、会長が認めた団体
賛助会員	全会員	1,000円

- 2 前項の規定にかかわらず、各会員は特別会費を支払うことができる。特別会費は、1口1,000円とし、複数口支払うことができる。
- 3 会費は、毎年6月末までに年額を支払うものとする。ただし、年度途中で入会する場合も上記の額とする。
- 4 退会した場合、既納の会費は返還しない。

(入会)

**第7条** 協議会に入会しようとするものは、施行細則に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。ただし、各種団体等の構成員は、その各種団体等の代表者からの入会申込書の提出をもって、個人会員の入会申込みがあったものとみなす。

- 2 会長は、前項の申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

**第8条** 会員が次のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 会員の資格を失った場合
  - (2) 会員から退会の事由を記載した書面をもって申し出があった場合
- 2 協議会は、会員が第3条の目的に反する活動を行うなど、会員としてふさわしくないと認める場合は、運営委員会の議決を経て当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会議の種別)

**第9条** 協議会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
  - (2) 運営委員会
  - (3) 役員会
  - (4) 部会
- (事務局)

**第10条** 協議会の円滑な運営を行うために事務局を置く。

2 事務局に、事務局長、事務局長補佐、会計を置く。

## **第2章 役員等**

(役員の種類)

**第11条** 協議会に、次の役員を置く。

- |            |        |
|------------|--------|
| (1) 会長     | 1人     |
| (2) 副会長    | 4人     |
| (3) 事務局長   | 1人     |
| (4) 事務局長補佐 | 1人     |
| (5) 会計     | 1人     |
| (6) 部長     | 6人     |
| (7) 副部長    | 各部2人以内 |
| (8) 監事     | 2人     |

(役員を選任)

**第12条** 役員は、総会において個人会員の中から選任する。

2 監事は、他の役員、理事及び代議員を兼ねることはできない。

(相談役)

**第13条** 協議会に相談役を置くことができる。

2 相談役は、総会の同意を得て個人会員の中から会長が選任する。

3 相談役は、役員、運営委員及び代議員を兼ねることはできない。

(事務員)

**第14条** 協議会に事務員を置くことができる。

2 事務員は、運営委員会の同意を得て会長が任命する。

(役員等の職務)

**第15条** 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順位によって、その職務を代行する。

3 事務局長は、協議会の運営及び活動に関する事務を処理するとともに、会長と協議の上、会員、関係機関及び各種団体等との連絡調整を行う。

- 4 事務局長補佐は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 会計は、協議会の運営及び活動に伴う経理事務を処理する。
- 6 部長は、当該部会を総括し、事業の企画及び運営を行う。また、部会の事業を役員会及び運営委員会に報告するとともに、各種施策を建議する。
- 7 監事は、次の業務を行う。
  - (1) 協議会の会計及び資産の状況を監査すること。
  - (2) 協議会の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、臨時総会の招集を請求すること。
- 8 相談役は、会長の諮問に応じ協議会の運営に関し意見を述べることができる。ただし、表決権はないものとする。
- 9 事務員は、事務局長の指示のもと、協議会の運営に関する諸事務を補佐する。  
(役員任期)

**第16条** 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。ただし、残任期間は、第1項に規定する在任期間に含めない。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。  
(役員等の報酬)

**第17条** 役員等の報酬等は、施行細則で定める。

### **第3章 総会**

(総会の種別)

**第18条** 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

**第19条** 総会は、代議員制とし、次に掲げる代議員をもって構成する。ただし、代議員数は施行細則で定める。

- (1) 監事を除く役員及び理事
  - (2) 施行細則に定める各種団体等から推薦のあった者
  - (3) 各種団体等に属さない個人会員
- 2 前項の規定にかかわらず、監事は総会に出席することができる。
  - 3 代議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会の審議事項)

**第20条** 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) まちづくり計画の策定に関する事項
- (2) 規約に関する事項
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (4) 予算及び決算に関する事項
- (5) 代議員の選任に関する事項
- (6) 役員及び理事の選任に関する事項
- (7) 会費及び役員等の報酬に関する事項
- (8) その他協議会の運営に関する重要事項  
(総会の開催)

**第21条** 総会は、会長が招集する。

- 2 通常総会は、年1回、会計年度終了後2か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 代議員の2分の1以上の者から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求又は運営委員会において総会開催の議決があったとき。
  - (3) 第15条第7項第4号の規定により、監事から開催の請求があったとき。
- 4 会長は、前項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その請求の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。  
(総会の議長)

**第22条** 総会の議長は、その総会において、出席した代議員の中から選出する。

ただし、議長が選出されるまでの間、事務局長が仮議長を務める。

(総会の定足数)

**第23条** 総会は、代議員の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

**第24条** 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した代議員の過半数をもって決する。この場合において、議長は代議員としての表決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

**第25条** 代議員は、総会において、1人1票の表決権を有する。

- 2 止むを得ない理由で総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の場合における第23条及び第24条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

**第26条** 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員の現在数及び出席者数(表決委任者を含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人が署名押印をしなければならない。

(会議の公開)

**第27条** 総会の傍聴を希望する者は、施行細則に定めるところにより、総会を傍聴することができる。

#### **第4章 運営委員会**

(運営委員会の構成)

**第28条** 運営委員会は、監事を除く役員及び理事をもって構成する。

- 2 前項の規定にかかわらず、監事は運営委員会に出席することができる。
- 3 理事の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 補欠により選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 理事は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(理事の選任)

**第29条** 理事は、総会において個人会員の中から選任する。ただし、理事の構成は施行細則で定める。

(運営委員会の審議事項)

**第30条** 運営委員会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会及び役員会から提議された事項
- (4) 会員の除名に関する事項
- (5) 施行細則に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(運営委員会の開催)

**第31条** 運営委員会は、会長が招集する。

2 運営委員会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 第28条に定める構成員の2分の1以上の者から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

3 会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、すみやかに運営委員会を招集しなければならない。

(運営委員会の議長)

**第32条** 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長は、副会長を議長に指名することができる。

(運営委員会の定足数)

**第33条** 運営委員会は、第28条に定める構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(運営委員会の議決)

**第34条** 運営委員会の議事は、出席した第28条に定める構成員の過半数をもって決する。この場合において、議長は構成員としての表決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会の議事録)

**第35条** 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在数及び出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長が署名押印をしなければならない。

## **第5章 役員会**

(役員会の構成)

**第36条** 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、監事は役員会に出席することができる。

(役員会の審議事項)

**第37条** 役員会は、次に掲げる事項を審議議決する。

- (1) 運営委員会に付議すべき事項
- (2) 運営委員会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他運営委員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の開催)

**第38条** 役員会は、会長が招集する。

2 役員会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 第36条に定める構成員の2分の1以上の者から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

3 会長は、前項第2号の規定による請求があったときは、すみやかに役員会を招集しなければならない。

(役員会の議長)

**第39条** 役員会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長は、副会長を議長に指名することができる。

(役員会の定足数)

**第40条** 役員会は、第36条に定める構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(役員会の議決)

**第41条** 役員会の議事は、出席した第36条に定める構成員の過半数をもって決する。この場合において、議長は役員としての表決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の議事録)

**第42条** 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 構成員の現在数及び出席者数
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- 2 議事録には、議長が署名押印しなければならない。

## **第6章 部会**

(部会の種別)

**第43条** 協議会に、次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事業を行う。

- (1) 広報部 広報及び広聴に関する事業
- (2) 福祉部 北条地区の保健及び福祉の増進に関する事業
- (3) 教育・文化部 北条地区の教育及び文化に関する事業
- (4) 地域活性部 北条地区の活性化及び振興に関する事業
- (5) 環境整備部 北条地区の環境保全及び整備に関する事業
- (6) 安心・安全部 北条地区の安心及び安全に関する事業

2 部会は、前項で定める事業のほか、次の事項を審議議決する。

- (1) 部会に付託された事項の決定及び実施に関する事項
- (2) 部内の事務に関する事項
- (3) その他総会及び役員会の議決を要しない業務の遂行に関する事項

(部会の構成)

**第44条** 部会は部長が指名する会員（以下「部員」という。）をもって構成する。

- 2 部会に部長及び副部長を置く。
- 3 副部長は、役員会の承認を得て、部長が指名する。
- 4 副部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。



- 5 補欠により選任された部長及び副部長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 部長及び副部長は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(部会の開催)

**第45条** 部会は、部長が招集する。

- 2 部会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。
  - (1) 部長が必要と認めたとき。
  - (2) 部員の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- 3 部長は、前項第2号の規定による請求があったときは、すみやかに部会を招集しなければならない。

(部会の議長)

**第46条** 部会の議長は、部長がこれにあたる。

(部会の定足数)

**第47条** 部会は、部員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(部会の議決)

**第48条** 部会の議事は、出席した部員の過半数をもって決する。この場合において、議長は部員としての表決に加わる権利を有しない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の議事録)

**第49条** 部会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 部員の現在数及び出席者数
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- 2 議事録には、議長が署名押印しなければならない。

## **第7章 まちづくり計画、会計及び資産**

(まちづくり計画)

**第50条** 北条地区の総合的な将来計画となるまちづくり計画は、会長が役員会及び運営委員会の審議を経て、その案を作成し、総会の議決を経て定めなければならない。

(会計年度)

**第51条** 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(事業計画及び予算)

**第52条** 協議会の事業計画及び予算は、まちづくり計画に基づき会長が作成し、役員会及び運営委員会の審議を経て、総会の議決を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

3 前項による収入、支出は、新たに成立した新年度の収入、支出とみなす。

(事業報告及び決算)

**第53条** 協議会の事業報告及び決算は、会長が関係書類を作成し、役員会及び運営委員会の審議を経て、監事の監査を受け、毎会計年度終了後2カ月以内に総会の承認を得なければならない。

(資産の構成)

**第54条** 協議会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録記載の資産

(2) 会費

(3) 補助金

(4) 寄付金

(5) 事業に伴う収入

(6) 資産から生じる果実

(7) その他の収入

(資産の管理)

**第55条** 協議会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

(経費)

**第56条** 協議会の運営に要する経費は、資産をもって支弁する。

## **第8章 規約の変更及び解散**

(規約の変更)

**第57条** この規約は、総会において出席した代議員の3分の2以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

**第58条** 協議会は、総会において出席した代議員の3分の2以上の議決を得なければ解散することができない。

(残余財産の処分)

**第59条** 前条の規定により協議会が解散したときに有する残余財産処分方法は、総会において出席した代議員の3分の2以上の議決を得て定めなければならない。

## **第9章 雑則**

(書類及び帳簿の整備)

**第60条** 協議会に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) まちづくり計画の策定に関する文書
- (2) 規約及び施行細則に関する文書
- (3) 総会、運営委員会、役員会及び部会の議事に関する書類
- (4) 役員、運営委員、相談役及び代議員等の選任並びにその名簿に関する文書
- (5) 会員名簿及び会費に関する文書
- (6) 市の補助金に関する文書
- (7) 予算及び決算並びに事業計画及び事業報告に関する文書
- (8) 出納に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 財産目録
- (10) その他会長が必要と認めた書類及び帳簿  
(文書等の保存)

**第61条** 会長は、協議会が運営上作成し、又は取得した文書、帳簿、図画、写真及び電磁的記録等（以下「文書等」という。）を適正に保存しなければならない。文書等の保存期間は、施行細則で定める。

(情報公開)

**第62条** 会長は、協議会の適正かつ公正な運営に資するため積極的な情報公開に努めなければならない。

- 2 会員から文書等の閲覧請求があるときは、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

(個人情報保護)

**第63条** 会長は、協議会の活動を通じて得た個人情報の保護に努めなければならない。

(施行細則への委任)

**第64条** この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の審議を経て施行細則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 本規約は、平成22年6月22日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の事業計画及び予算は、第52条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 協議会の設立初年度の会計年度は、第51条の規定にかかわらず、総会で設立議決のあった日から平成23年6月22日までとする。

附 則（平成23年6月22日議案第3号）

この規則は、平成23年6月22日から施行する。

附 則（平成29年5月18日第6号議案）

この規則は、平成29年5月18日から施行する。